

Phenix 製品利用規約

本 Phenix 製品利用規約（以下「本規約」といいます。）は、CTC エスピー株式会社（以下「当社」といいます。）より、第1条に定義する Phenix 製品を購入（Phenix 製品がソフトウェア又はサービスの場合には、その利用権の購入をいいます。）したお客様（以下「お客様」といいます。）と当社の間において、当該 Phenix 製品の利用に係る条件を定めるものです。お客様は当社より購入した Phenix 製品を利用するにあたり、本規約及び本規約内で言及する全ての Phenix 規約を遵守するものとします。なお、お客様が当社の販売店を通じて Phenix 製品を購入した場合においても、本契約（第2条第2項に定義）はお客様と当社間及びお客様と Phenix 社間に直接成立するものとします。

第1条（定義）

本規約にて使用される各用語の意味は以下の通りとします。

- ①「Phenix 社」とは、米国デラウェア州の法人で、本規約に定義する Phenix 製品のベンダーである、Phenix Real Time Solutions, Inc.をいいます。
- ②「エンコーダーアプライアンス」とは、Phenix 社が開発した、動画配信のためのアプライアンス機器で本規約に従い CTCSP からお客様に売買契約にて販売されるものをいいます。
- ③「エンコーダーソフトウェア」とは、Phenix 社が提供する動画配信のためのソフトウェアをいいます。なお、エンコーダーソフトウェアは、次号に定める「SDK」と異なり、お客様がこれを利用してアプリケーション等の開発をすることはできません。なお、本契約中でエンコーダーソフトウェアの売買（販売/購入）という場合には、当該エンコーダーソフトウェアの利用権の売買（販売/購入）をいいます。
- ④「SDK」とは、Phenix 社がクライアントアプリケーションの開発のために提供する、“Software Development Kits 及びこれに関連するドキュメント、API、コードその他のプログラム等”をいいます。なお、本契約中で SDK の売買（販売/購入）という場合には、当該 SDK の利用権の売買（販売/購入）をいいます。
- ⑤「ソフトウェア」とは、エンコーダーソフトウェアと SDK の総称をいいます。
- ⑥「サービス」とは、Phenix 社がクライアントアプリケーションの開発のために提供する Paas(Platform as a Service)サービスをいいます。なお、本契約中でサービスの売買（販売/購入）という場合には、当該サービスの利用権の売買（販売/購入）をいいます。
- ⑦「Phenix 製品」とは、エンコーダーアプライアンス、ソフトウェア、サービスの総称をいいます。
- ⑧「クライアントアプリケーション」とは、お客様が自らの業務として行う動画配信サービスをエンドユーザに提供するために、SDK を利用して開発するアプリケーションをいいます。
- ⑨「アップデート」とはソフトウェアを最新のバージョンに更新することをいいます。
- ⑩「Phenix 規約」とは、Phenix 製品の利用に関して Phenix 社が定めた規約をいいます。なお Phenix 規約には、ソフトウェア及びサービスの利用規約 (<http://www.phenixrts.com/en-us/terms-of-service.html>)、及びプライバシーポリシー (<https://phenixrts.com/en-us/privacy-policy.html>) を含みますが、この限りではありません。
- ⑪「オーソライズドユーザ」とは、SDK 及びサービスを利用してクライアントアプリケーションを開発することについて Phenix が承諾をした者をいいます。
- ⑫「エンドユーザ」とは、お客様が動画配信サービスを提供するお客様の顧客をいいます。
- ⑬「ドキュメント」とは、エンコーダーアプライアンス、ソフトウェア及びサービスの利用に関して Phenix 社が提供する書面をいいます。ドキュメントには、ユーザ及びシステムアドミニストレーターガイド、マニュアル、仕様書を含みますが、この限りではありません。
- ⑭「アプリケーション ID」とは、お客様がソフトウェア及びサー

ビスを利用するために Phenix 社から付与された識別記号を言います。

⑮「パスワード」とは、お客様がソフトウェア及びサービスを利用するために Phenix 社から付与されたパスワードを言います。

⑯「販売店」とは、当社より Phenix 製品を購入し、当社の承認を得てお客様に再販売する、当社の二次販売店をいいます。

⑰「本申込書」とは、Phenix 製品を当社又は販売店より購入する際に、当社所定の必要事項を記入し、当社又は販売店に提出する申込書をいいます。

⑱「動画配信サービス」とは、お客様が開発したクライアントアプリケーションをエンドユーザに利用させることにより、お客様が自己の業務としてエンドユーザに対して行う動画配信サービスを言います。

第2条（本契約の成立、代金の支払）

お客様が Phenix 製品を購入し、利用することを希望するときは、本申込書、本規約及び Phenix 規約の内容をよく読み、その内容に合意した上で本申込書を当社に提出して下さい。

2. 当社は、本申込書をお客様から受領した後、Phenix 社に本申込書の内容を伝達します。Phenix 社が本申込書の内容を承諾すると、お客様はオーソライズドユーザとなり、Phenix 製品の利用に必要な情報が Phenix 社より直接又は当社を通じてお客様に通知されます。お客様がオーソライズドユーザとなった時点で、当社及び Phenix 社とお客様の間で、本申込書、本規約及び Phenix 規約を内容とした契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。

3. Phenix 社が本申込書の内容を承諾しなかった場合、いかなる契約も当社及び Phenix 社とお客様の間には成立せず、お客様はいかなる形態においても Phenix 製品を利用することはできません。この場合の当社のお客様に対する責任は、Phenix 製品の代金として既に受領済みの金銭をお客様に返金することに限定され、契約不成立を原因としてお客様が被った損害及び支出した費用について、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 本条第2項に従い本契約が成立した場合、お客様には代金の支払義務が生じ、以下の通り代金を当社に支払うものとします。なお、代金額の計算は、本申込書に記載の料金表に従い行われるものとします。

①基本料金：本契約成立後、当社はおお客様とあらかじめ合意した金額にて請求書を発行します。お客様は当該金額を、当該請求書の指示に従い支払うものとします。なお、基本料金は、お客様の契約期間に係る金額が一括にて請求されます。

②従量課金額：当社は本契約の期間中、月ごとに、お客様の前月におけるサービス利用量に基づいた従量課金額に対する請求書を発行します。お客様は当該請求書に記載の金額を、当該請求書の指示に従い支払うものとします。

③エンコーダーアプライアンス本体：お客様と当社で別途合意した金額にて、当社はおお客様に対して請求書を発行し、お客様は当該請求書に記載の金額を、当該請求書の指示に従い支払うものとします。

5. 前項の定めに従い当社が発行する請求書の金額に異議がある場合、お客様は当該請求書を受領後 5 営業日以内に当社に対して連絡するものとします。当該 5 営業日の期間内にお客様から連絡がない

場合、お客様は当該請求書記載の金額に異議がないものとみなします。

第3条（規約の変更、優先適用）

本規約及び Phenix 規約は予告なく変更される場合があります。お客様は、自己の責任にて当社及び Phenix 社のウェブサイト等にアクセスし、各規約について変更の有無及びその内容について確認するものとします。

2. 本サービスの申込、請求及び代金支払、サービスの開始、サポート、通知、契約期間、解除にかかる事項について、本規約と Phenix 規約の内容が矛盾するときは、本規約の内容が優先するものとします。
3. 前項に定める以外の事項について、本規約と Phenix 規約の内容が矛盾するときは、別途本規約に明示的な定めがない限り、Phenix 規約の内容が優先するものとします。

第4条（エンコーダーアプライアンスの販売及び納品）

1. 当社とお客様との間で別途書面にて合意しない限り、お客様におけるエンコーダーアプライアンス取得は当社との売買によるものであり、賃貸又はリースに基づくものでないことをお客様は確認します。
2. お客様は、エンコーダーアプライアンスの納品後 5 営業日以内に、納入されたエンコーダーアプライアンスの数量、品質、形状等が本契約の内容に合致したものであるかを検査するものとします。当該 5 営業日の期間内に、お客様から検査結果について何らの通知もない場合、当該 5 営業日の期間満了をもって、納品されたエンコーダーアプライアンスの検収が完了したものとみなします。
3. お客様の購入したエンコーダーアプライアンスが、お客様と当社のいずれの責にもよらず滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損が納入前に生じたものである場合には当社が危険を負担するものとし、納入後に生じたものである場合には、お客様が危険を負担するものとします。

第5条（エンコーダーアプライアンスの保証）

1. エンコーダーアプライアンスの保証期間は納品から 1 年間となります。当社がお客様に販売したエンコーダーアプライアンスに、重大な欠陥又はドキュメントの内容通りに作動しない不具合が存在した場合、お客様は納品から 1 年の保証期間内に当社に通知するものとします。お客様からの通知に基づき、当社又は Phenix 社において不具合の存在が確認された場合、お客様には Phenix 社より以下の内容にて保証が提供されます。なお、本項第 1 号に基づき修理又は交換されたエンコーダーアプライアンスの保証期間は、当初の保証期間の残存期間となります。
 - (1) 保証の内容は、Phenix 社の判断による不具合の修補又はエンコーダーアプライアンスの交換とします。なお、修補又は交換のために必要がある場合には、お客様は当社の指示に従い、不具合品を当社が指定する送付先に送付するものとします。
 - (2) 不具合品の修補に関し、お客様は以下の事項について承諾します。
 - a. 修補の際に中古部品が使用される場合があること
 - b. エンコーダーアプライアンスの設定が初期値に戻される場合があること
 - c. エンコーダーアプライアンスにインストールされるソフトウェアが最新バージョンのものに変更される場合があること
2. 第 2 項第 1 号に定める修理又は交換を行っても不具合が解消されないと Phenix 社が判断した場合、当社及び Phenix 社は当該不具合にかかるエンコーダーアプライアンスの購入代金から減耗分を差し引いた金額（具体的な金額は Phenix 社が決定するものとします）をお客様に返金するものとします。
3. エンコーダーアプライアンスはフォールトトレランス仕様にはなっておらず、フェイルセーフ仕様が要求される災害時の使用やハイリスク用途（機器の不具合が死亡、人身傷害、物理的又は財産的

損害を引き起こす環境での使用）での利用を想定していないことをお客様は確認します。これらの環境でエンコーダーアプライアンスを使用した場合に、お客様又はその他の第三者に生じた損害について、当社及び Phenix 社は一切の責任を負いません。

4. 本条に定める保証内容が、エンコーダーアプライアンスの不具合に対する保証の全てとなります。
5. 本条に定めるエンコーダーアプライアンスの保証は、お客様のみ適用されるものであり、別途当社が書面にて承諾しない限り、お客様からエンコーダーアプライアンスを取得（合併や事業譲渡等による取得を含む）したいかなる第三者に対しても当該保証は適用されるものではありません。

第6条（ソフトウェア及びサービスの利用）

本契約が成立することにより、エンコーダーソフトウェア及びサービスを利用するための有期のライセンス、又は、SDK 及びサービスを利用して、クライアントアプリケーションを開発する有期のライセンス（以下総称して「ライセンス」といいます。）がお客様に付与されます。当該ライセンスはお客様にのみ付与されるものであり、お客様は当該ライセンスについていかなる第三者に対しても、譲渡又はサブライセンスすることはできません。

2. サービスの利用のために Phenix 社より付与されたアプリケーション ID 及びパスワードはお客様が自己の責任にて管理するものとします。
3. お客様は、自らの事業として行う動画配信サービスのためのみを目的として、SDK 及びサービスを利用して、クライアントアプリケーションを開発できるものとします。但し、いかなる場合においても、お客様は、エンドユーザがお客様の提供する動画配信サービスを視聴する目的で自己の機器にダウンロードすること以外に、クライアントアプリケーションを第三者に譲渡し又は利用させることはできないものとします。
4. お客様がクライアントアプリケーションの開発を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面承諾を得なければならないものとします。なお、当社の書面承諾を得てお客様がクライアントアプリケーションの開発を第三者に委託する場合でも、お客様は本規約及び Phenix 規約に定める義務を免れないものとし、当該第三者の行為は全てお客様の行為として、お客様が当社及び Phenix 社に対して責任を負うものとします。
5. ライセンスは、当該ライセンス期間の満了日より 90 日前までにお客様から契約終了の申出が無い限り、当初の期間と同一の期間自動更新され、その後も同様とします。
6. 理由の如何を問わずライセンスの期間が終了（本契約の解約等による中途終了を含む）した場合、お客様は自己の電子機器又は記録媒体より全てのソフトウェアを直ちに消去しなければならないものとします。

第7条（ソフトウェアの保証）

お客様は常に Phenix 社の提供する最新バージョンのソフトウェアを利用しなければならないものとし、自己の責任でソフトウェアをバージョンアップするものとします。お客様の使用するソフトウェアが最新バージョンでない場合、当該ソフトウェアにはいかなる保証も提供されません。

2. お客様に付与されたライセンスの期間中に、お客様の利用する最新バージョンのソフトウェアがドキュメント通りに作動しない場合、当該ソフトウェアに対し、Phenix 社の裁量にて交換、修正、その他不具合解消のための措置が実施されます。
3. 前項に定める場合において、合理的な期間内にソフトウェアの不具合が解消されない場合、Phenix 社は自己の裁量にてお客様のライセンスを終了させることができ、その場合には、お客様にて支払済みのライセンス金額のうち、当該ライセンスの残存期間分に対応する金額が返金されます。

第8条（サービスの品質）

サービスの可用性その他サービスの品質については、別途 Phenix

社が定める基準によるものとします。なお、サービスは Phenix 社よりお客様に直接提供されるものであることから、当該サービスが Phenix 社が定める基準又はお客様の期待する品質を満たさなかった場合でも、当社はお客様に対していかなる責任も負うものではありません。

第9条（保証免責）

本契約に定める Phenix 製品への保証は、以下に該当する事由が存在する場合には適用されず、当社及び Phenix 社は Phenix 製品生じた不具合について一切の責任を負わないものとします。

- ①事故、誤使用、過電流、高温/低温下での利用等、外部要因（災害等の不可抗力事由を含む）により不具合が生じた場合
 - ②ドキュメント、その他当社や Phenix 社の指示に従わない設置、設定、使用、運用を行った場合
 - ③Phenix 社から提供されたものではないハードウェア（周辺機器、アクセサリ、電源、部品等を含む）または第三者のソフトウェアとエンコーダーアプライアンス又は本契約に定義するソフトウェアを組み合わせて使用した場合
 - ④その他、お客様又は第三者の行為が原因で不具合が生じた場合
2. 本契約に定める保証は、いかなる場合においても第三者のソフトウェア又はファームウェア（エンコーダーアプライアンスに埋め込むことができるものを含む）には及ばないものとします。
3. Phenix 製品に対する保証は Phenix 社からお客様に対して直接提供されるものであり、Phenix 製品の品質、性能に関して、当社は Phenix 社が提供する以外の個別の責任（民法上の契約不適合責任を含むがこの限りでない）を負わないものとします。

第10条（禁止事項及びお客様の義務）

お客様は Phenix 製品及びクライアントアプリケーションを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならず、エンドユーザ又はその他の第三者をして当該行為を行わせてはならないものとします。

- ① ソフトウェアやサービスに対し、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを行うこと、及び、ソースコード、基礎となるアイデア、アルゴリズムを発見しようとする事
 - ② ソフトウェア及びサービス並びにリセラーアプリケーションについて、第三者に利用許諾、販売、賃貸、リース、贈与、タイムシェア、その他第三者に利用させる行為。但し、エンドユーザがお客様の提供する動画配信サービスを視聴する目的で、自己の機器にクライアントアプリケーションをインストールして利用する場合を除きます。
 - ③Phenix 製品について、その特性、機能、インターフェース、グラフィック、その他の部分を模倣する行為
 - ④クライアントアプリケーションの開発のために別途 Phenix 社又は当社から許諾された範囲を超えて、Phenix 製品を、修正、改造、変更、コンパイルし、又は派生物を作成する行為。
 - ⑤Phenix 製品（関連ドキュメントを含む）からトレードマーク、サービスマーク、ブランド名等を除去する行為
 - ⑥自らの事業として行う動画配信サービスの提供目的以外で、ソフトウェアやサービスにアクセスする行為
 - ⑦当社又は Phenix 社の事前の書面承諾なく、第三者をしてソフトウェア又はサービスにアクセスさせる行為
 - ⑧エンドユーザをして、お客様が提供する動画配信サービスを視聴する目的以外で、クライアントアプリケーションをダウンロードし、又は利用させる行為。
2. お客様は自己の責任でソフトウェアをアップデートするものとし、常に最新バージョンのソフトウェアを利用するものとします。お客様が利用するソフトウェアが最新バージョンでない場合、本契約に定める保証その他の保証は一切提供されません。
3. お客様におけるクライアントアプリケーションの開発又はこれを用いて行われる動画配信サービスは全てお客様の単独の責任で行われるものであり、当社及び Phenix 社は当該クライアントアプリケ

ーション及び動画配信サービスに対して一切保証しないことをお客様は確認します。クライアントアプリケーション又は動画配信サービスに関して、お客様とエンドユーザ又はその他の第三者との間に紛争が生じたときは、お客様が自己の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、いかなる請求も当社または Phenix 社に行わないものとします。

4. お客様は、クライアントアプリケーション及び動画配信サービスをエンドユーザに提供するにあたり、第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害してはならないものとします。万が一、お客様の提供するクライアントアプリケーション又は動画配信サービスが第三者の権利を侵害するとして、当該第三者より何らかの請求、異議等が当社又は Phenix 社に申し立てられた場合、お客様は自己の責任と費用でその解決を図るものとし、当社及び Phenix 社に生じた全ての損害及び費用（合理的な弁護士費用を含む）を賠償するものとします。
5. お客様はクライアントアプリケーション及び動画配信サービスをエンドユーザに提供するにあたり、適切な利用規約（プライバシーポリシーを含む）を定め、エンドユーザをして、本契約に定める禁止行為及びその他当社又は Phenix 社の権利を侵害する行為を行わせないようにするものとします。
6. お客様は Phenix 製品の購入に係る代金及びこれに係る消費税等を別途当社又は販売店とお客様の間で合意する支払条件と方法によって支払うものとします。

第11条（知的財産権）

Phenix 製品に係る全ての知的財産権（著作権、特許権、商標権を含むがこの限りでない）は全て Phenix 社若しくはその他の第三者に帰属することをお客様は確認します。お客様は当社又は Phenix 社より明示的に許諾された範囲においてのみ、Phenix 製品及び当社又は Phenix 社の商標を利用することができます。

第12条（電気通信回線）

お客様が使用する端末機器からサービスに接続する電気通信回線は、お客様自身の責任と費用負担において確保、維持されるものとします。

第13条（譲渡禁止）

お客様は、当社の事前の書面承諾がない限り、本契約に係る権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

第14条（損害賠償）

いかなる場合においても、Phenix 製品に係る当社及び Phenix 社のお客様に対する損害賠償責任の範囲はお客様に現実に発生した直接損害に限定され、その金額の上限は、損害発生の原因となった取引にかかる Phenix 製品に関してお客様が当社に支払済の金額（ソフトウェア又はサービスの場合には、最新のライセンス期間にかかるライセンス料のうち支払済みの金額）とします。当社及び Phenix 社は、予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の記載に関わらず、お客様に生じた損害が、Phenix 製品の品質その他 Phenix 社の責に基づく事由により生じた場合、当社は独自の責任を負わず、Phenix 社が Phenix 規約等に基づき認めた範囲が、お客様に対する賠償の全てとなります。

第15条（自己責任の原則）

お客様は Phenix 製品の利用に係る一切の行為（データの保存、閲覧、削除、送信、バックアップ等）を自己の責任で行うものとし、当社及び Phenix 社はデータの毀損、漏洩、消失について一切責任を負わないものとします。

2. 本契約が終了した場合（お客様に付与されたライセンスの期間が終了した場合を含む）、お客様がサービス上に保管したデータは、予告無く削除されることがあります。お客様は、本契約終了時、自己の責任で当該データを必要に応じてダウンロードするものとします。当該期間終了後のデータ消去について、当社及び Phenix 社は

何ら責任を負いません。

第16条（監査）

当社はお客様における Phenix 製品の利用状況について確認、検証する必要があると判断した場合には、お客様に対して監査を実施することができるものとし、お客様は当社又は当社が指定した者のお客様の事業所への立入、資料提出その他必要な協力を行うものとし、

第17条（第三者の権利侵害）

Phenix 製品が第三者の権利を侵害することを理由として、当該第三者から何らかの請求、異議等がお客様に対して申し立てられた場合は、お客様が以下の各号に定める要件をすべて充足することを条件として、当社又は Phenix 社は自らの責任と費用でその解決を図るものとし、

- ①当社に対して当該異議等の事実を書面により遅滞なく通知すること。
- ②当社又は Phenix 社に対して当該異議等の解決について必要な権利を与えること。
- ③当該異議等の解決において当社又は Phenix 社の求めに応じて協力すること。

2. 前項に定める第三者の権利侵害がお客様が行ったクライアントアプリケーションの開発又はその他お客様の責に帰すべき事由により生じた場合は、当社及び Phenix 社は本条に定める一切の責任を負わないものとし、

3. 本条の規定は、Phenix 製品が、第三者の権利を侵害した場合における当社及び Phenix 社の責任のすべてを規定するものとし、

第18条（秘密保持）

お客様は、本契約及び Phenix 製品の利用に関連して、当社又は Phenix 社から開示（当社の販売店を通じての開示を含む）された情報（以下、「秘密情報」という。）を、当社の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとし、

また、お客様は本契約上の権利の行使及び義務の履行以外の目的のために秘密情報を使用してはならないものとし、

2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとし、

- ①開示の時点で既に公知の情報
- ②開示後、自己の責によらず公知となった情報
- ③開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
- ④第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤開示された情報と無関係に独自に作成した情報
- ⑥法令により開示することが義務づけられた情報

第19条（契約解除）

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知、催促を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、

- ①お客様が本規約又は Phenix 規約の何れかの条項に違反し、当社が相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき
- ②お客様が支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執行、仮差押、仮処分、租税滞納処分、競売を受けたとき
- ③お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④お客様において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理（事業再生ADRを含む。）開始の申立てがあったとき
- ⑤お客様が監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処分を受けたとき
- ⑥お客様が資本減少、営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき

⑦前各号の他、お客様の信用状態に不安を生じたと判断されたとき
2. 前項各号のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合、お客様は当社に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して当社に支払わなければならないものとし、

3. 本条に基づく解除は、当社又は Phenix 社がお客様に対し、発生した損害について賠償請求することを妨げるものではありません。

第20条（不可抗力）

不可抗力（ストライキ、政府規制、暴動、戦争及び内乱等の非常事態並びに地震、台風及び洪水等の天災地変及び感染症等の不可抗力的事由その他当社又は Phenix 社の責に帰し得ない事由）により、当社又は Phenix 社がお客様に Phenix 製品を提供できなくなった場合、当社又は Phenix 社はその責を負わないものとし、

第21条（反社会的勢力の排除）

お客様は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役員及び執行役員をいう。）が、本契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、各国にてテロリストとして指定されている組織、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。）を表明し、保証するものとし、

2. 当社又は Phenix 社は、お客様が前項に違反した場合、お客様に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとし、

第22条（分離条項）

本規約の一条項が裁判所により無効、違法又は強制執行不能と判断された場合であっても、これにより本規約のその他の条項は無効、違法又は強制執行不能とはされないものとし、

第23条（完全合意）

本規約及び Phenix 規約がお客様の Phenix 製品利用に係る最終的な合意内容となります。本契約成立以前お客様と当社又は Phenix 社間でなされた、Phenix 製品の利用に係る合意、約束及び取決め（書面又は口頭であるかを問わない。）は本契約の内容に差し替わるものとし、

2. 合意の時期を問わず、お客様と販売店の間でなされた本契約と矛盾する内容の合意について、お客様は当社又は Phenix 社に対して主張できないものとし、

第24条（余後効）

第3条、第7条乃至第10条、第14条乃至第18条、本条、第26条及び Phenix 規約において本契約終了後も存続する旨が定められている規定については、本契約の終了後も存続するものとし、

第25条（法令遵守）

お客様は腐敗防止法、データプライバシーに関する法律を含み、適用される全ての法律を遵守するものとし、

第26条（合意管轄）

本規約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社で誠意をもって協議のうえ解決を図るものとし、万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上